

平成22年9月第3回八街市議会定例会会議録（第1号）

.....

1. 開議 平成22年9月2日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 桜 田 秀 雄
3番 林 修 三
4番 山 口 孝 弘
5番 小 高 良 則
6番 湯 浅 祐 徳
7番 川 上 雄 次
8番 中 田 眞 司
9番 古 場 正 春
10番 林 政 男
11番 横 田 義 和
12番 鯨 井 眞佐子
13番 加 藤 弘
14番 古 川 宏 史
15番 山 本 邦 男
16番 京 増 藤 江
17番 右 山 正 美
18番 小 澤 定 明
19番 京 増 良 男
20番 丸 山 わき子
21番 新 宅 雅 子
22番 北 村 新 司

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健 一
副 市	長	高 橋 一 夫
教 育	長	川 島 澄 男
総 務 部	長	浅 羽 芳 明
市 民 部	長	森 田 隆 之
経 済 環 境 部	長	並 木 敏

+

建設部長	糸久博之
会計管理者	江澤弘次
教育委員会教育次長	越川みね子
農業委員会事務局長	藤崎康雄
監査委員事務局長	秋山昇
財政課長	加藤多久美
水道課長	醍醐文一
国保年金課長	石毛勝
介護保険課長	醍醐真人
下水道課長	吉田一郎
学校給食センター所長	石川孝夫
厚生課長	蔵村隆雄
農政課長	加瀬芳之
道路河川課長	勝股利夫
庶務課長	河野政弘
総務課主幹	鈴木正義

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	今井誠治
副主幹	鯨岡修子
主査	小川正一
主査補	吉田美恵子
主事	武藤佳人

+

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第1号）

平成22年9月2日（木）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の上程
 - 発議案第1号から議案第19号
 - 提案理由の説明
 - 議案第1号、委員会付託省略、採決
- 日程第4 休会の件

+

○議長（北村新司君）

本日、平成２２年９月第３回八街市議会定例会は、ここに開会する運びとなりました。

この定例会は、議案１９件が提出されることになっています。

慎重に審議を尽くされ、市民の付託に応えられますよう期待いたしますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまから、平成２２年９月第３回八街市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は２１名です。したがって、この定例会は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第１２１条の規定に基づく本定例会の出席者は配付のとおりですが、本日は長谷川総務課長にかわり、鈴木総務課主幹の出席となります。

次に、監査委員から５月、６月、７月の予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている損害賠償額の決定についての報告５件が議長あてに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、８月２６日までに受理した陳情４件については、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１６４条第１項の規定に基づく議員派遣について、配付の資料のとおり派遣を行いました。

次に、地方自治法第１０４条の規定により、議会の代表として出席した会議等は、配付のとおりですので、ご了承願います。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第８１条の規定により、京増藤江議員、山本邦男議員を指名します。

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

この件については、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

山本邦男議会運営委員長。

○山本邦男君

おはようございます。平成２２年９月定例会の会期等を協議するため、去る８月２６日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について報告します。

９月定例会に上程された案件は、議案１９件であります。

次に、一般質問の通告が、代表質問が４人、個人質問が９人からありました。

以上の案件を審議するため、９月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から９月２４日までの２３日間と協議決定をいたしましたので、この期間等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（北村新司君）

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は、本日から９月２４日までの２３日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

会期は２３日間に決定しました。

日程第３、議案の上程を行います。

議案第１号から議案第１９号を一括議題とし、採決は分割して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

議案第１号から議案第１９号の提案理由の説明を求めます。

○市長（長谷川健一君）

本日、ここに平成２２年９月第３回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともご多用のところご参集いただき、誠にありがたく御礼を申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、人事案件１件、条例の新規制定及び一部改正２件、平成２２年度一般会計等の補正予算７件並びに平成２１年度各会計の決算の認定８件、合計１９議案でございます。

それでは、提案いたしました各議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第１号は、教育委員会委員の任命についてでございます。教育委員会委員であります「千葉智満子」氏の任期が平成２２年９月３０日をもって満了いたしますが、引き続き同氏を委員に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第２号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されたことに伴い、物価変動等実態調査の結果を踏まえ、投・開票所経費が引き下げられたことから、本市においても法律改正にならい、選挙長等の報酬額を引き下げようとするものでございます。

議案第３号は、八街市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。現在、市で設置・運営しております福祉作業所につきましては、障害者自立支援法の施行に伴い、就労移行支援等を実施する新体系の事業所へ移行することとしております。このことから、新たに開設することとなる障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例を制定するとともに、現行の八街市福祉作業所の設置及び管理に関する条例を廃止しようとするものでございます。

議案第４号は、八街市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。こ

れは、近年の社会環境・就業構造の変化等から、消防団員確保が困難となっている現状に鑑み、任命要件を緩和することにより、より消防団員確保を図りやすくするため、条例の一部改正しようとするものです。

議案第5号は、平成22年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に9千425万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179億1千425万2千円とするものでございます。歳入につきましては、地方交付税4億6千265万7千円、セーフティネット支援対策等事業費補助金として国庫支出金1千74万8千円、臨時財政対策債を主なものとする市債1億5千100万円を増額し、地方特例交付金2千81万円、財政調整基金繰入金5億2千260万6千円を減額するのが主なものでございます。

歳出につきましては、市議会議員欠員に伴う補欠選挙費用1千171万5千円、前年度分精算に伴う老人保健特別会計への繰出金1千192万5千円、生活保護システム及び医療扶助レセプトのオンライン化に対応するシステム導入費並びに前年度生活保護費国庫負担金精算に伴う返還金2千864万5千円、平成22年12月1日から実施される千葉県子ども医療費助成事業の制度改正により、子ども医療費助成事業費2千326万1千円、市道四木28号線道路改良事業費1千80万円、市道115・216号線交差点改良事業費1千929万5千円を増額し、子ども医療費助成事業実施に伴い、予算を組み替えることにより乳幼児医療対策事業費1千577万8千円及び児童医療費助成事業費683万4千円、前年度繰越金の精算による学校給食センター事業特別会計繰出金1千260万8千円を減額するのが主なものでございます。

議案第6号は、平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から425万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億2千725万8千円とするものでございます。歳入につきましては、前期高齢者交付金574万1千円を増額し、前年度繰越金1千万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、過年度分交付金及び補助金の返還金の確定による償還金811万1千円を増額し、繰上充用金の額の確定に伴い繰上充用金1千237万円を減額するのが主なものでございます。

議案第7号は、平成22年度八街市老人保健特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に1千212万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千359万円とするものでございます。歳入につきましては、前年度分精算による一般会計からの繰入金1千192万5千円を増額するのが主なものでございます。

歳出につきましては、前年度分精算による支払基金・国・県への返還金1千212万3千円でございます。

議案第8号は、平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に313万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9千685万4千円とするものでございます。歳入につきましては、前年度

+

繰越金の確定により繰越金３１３万４千円を増額し、歳出につきましては、同額を過年度分精算による一般会計繰出金として増額するものでございます。

議案第９号は、平成２２年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に８千７５１万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２９億４千６０７万８千円とするものでございます。歳入につきましては、前年度繰越金の確定により繰越金８千１０９万５千円を増額するのが主なものでございます。

歳出につきましては、医療保険及び介護保険の過年度自己負担額の確定に伴う高額医療合算介護サービス費給付事務８８３万６千円、前年度剰余金を積み立てるための介護給付費準備基金積立金３千１０５万３千円、介護給付費の国・県負担金の確定及び地域支援事業交付金等返還金の確定による介護給付費負担金等返還事務４千１０８万円を増額するのが主なものでございます。

議案第１０号は、平成２２年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に３２万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億２千２７４万２千円とするものでございます。歳入につきましては、前年度繰越金精算により一般会計繰入金１千２６０万８千円を減額し、前年度繰越金の確定により繰越金１千２９３万４千円を増額するものでございます。

歳出につきましては、臨時職員賃金３２万６千円を増額するものでございます。また、第一調理場の調理業務につきましては、現在、委託により実施しているところでございますが、この調理業務の契約が本年をもって終了することに伴い、引き続き、第一調理場の調理業務を委託するため、必要事項を債務負担行為として定めようとするものです。

議案第１１号は、平成２２年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。収益的収支のうち、収益的収入につきましては、既定の予算に３０２万円を増額し、収益的収入の総額を１１億８２６万円とするものでございます。収益的支出につきましては、規定の予算に３０２万円を増額し、収益的支出の総額を１１億３１万３千円とするものでございます。これは消火栓修繕工事費等に伴う一般会計からの繰入金及びその工事費等を増額するものでございます。

議案第１２号は、平成２１年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。本決算は、歳入決算額１９３億１千３０９万７千５５円、歳出決算額１８５億３千５９５万８千８７６円で、歳入歳出差引額７億７千７１３万８千１７９円となり、この中から平成２２年度へ繰り越した事業の財源、３億６千２９０万９千円を差し引いた実質収支は、４億１千４２２万９千１７９円となりました。このうち、３億１千４００万円を一般会計財政調整基金に積み立て、１億２２万９千１７９円を平成２２年度へ繰り越すものでございます。

議案第１３号は、平成２１年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。本決算は、歳入決算額７６億２千５５０万９千５８６円、歳出決算額７７億７千８２７万５千７６９円で、歳入が歳出に対して１億５千２７６万６千１８３円の不足となりました。この不足分については、平成２２年度歳入からの繰上充用により補てんしたと